

「沖縄伝統芸能多言語プロモーション業務」
に係る企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告します。

令和4年4月25日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 照屋 義実



1. 業務概要

(1) 件名

沖縄伝統芸能多言語プロモーション業務

(2) 業務目的

- (3) 本業務は、令和4年度日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業「主催・共催型プロジェクト」に公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「発注者」という。）が提案し、採択された「琉球王朝の美～首里城「御城舞台」と琉球花火の復元～」の個別プロジェクトの一つである。発注者が保有する映像等の編集により『首里城「御城舞台」と琉球花火の復元』に関するPR動画を制作するほか、制作した動画及び令和3年度に発注者が制作した「沖縄伝統芸能の多言語PR映像」等を活用し、国内外に向けてプロモーションを展開することにより、沖縄伝統芸能のブランディングの強化並びに沖縄伝統芸能を目的とするインバウンドの拡充を図る。

(4) 業務内容

別添「沖縄伝統芸能多言語プロモーション業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(5) 契約期間

契約締結日から令和4年11月30日まで

(6) 予算額

4,974,000円（消費税及び地方消費税相当額込み。）の範囲内

- (7) 本業務は、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施方針、実施体制等に関する提案書（以下「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を契約交渉の相手として特定する公募型プロポーザル方式の業務である。

※詳細は、別添「沖縄伝統芸能多言語プロモーション業務に関する公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び仕様書を参照。
なお、本事業の公募内容に関する説明会を設ける予定はありません。

2. 参加者の応募要件

- (1) 独立行政法人日本芸術振興会会計規程第 16 条及び 17 条の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 当財団から取引停止の処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団または暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していない者であること。
- (5) 沖縄県の本島内に本店、支店又は営業所があること。
- (6) 過去 5 年の間に、国（独立行政法人及び公社含む。）、地方公共団体又は当財団等と種類及び規模を同程度とする契約実績を有する者であること。

3. 実施要領等書類の配布

- (1) 配布期間 令和 4 年 4 月 25 日（月）～令和 4 年 5 月 20 日（金）
- (2) 配布場所 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団事業課（担当：金城・森）
〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客四丁目 14 番 1 号
電話（代表）098-871-3311／FAX 098-871-3321
※配布物は国立劇場おきなわのホームページからもダウンロード可能
<https://www.nt-okinawa.or.jp/invitation-tender>

4. その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (4) 審査内容及び審査過程については公表しない。
- (5) その他スケジュール及び様式等は実施要領による。
- (6) 実施要領に適合しない応募は無効とする。